

平成28年 8 月23日（火曜日）

美里町議会行財政・議会活性化
調査特別委員会会議録

（第1日目）

平成28年8月23日（火曜日）

出席委員（14名）

委員長 平吹俊雄君

副委員長 我妻薫君

委員 千葉一男君

藤田洋一君

櫻井功紀君

鈴木宏通君

吉田二郎君

佐野善弘君

福田淑子君

柳田政喜君

大橋昭太郎君

橋本四郎君

山岸三男君

前原吉宏君

欠席委員（なし）

議長 吉田眞悦君

議会事務局職員出席者

議会事務局長 吉田泉君

事務局次長 佐藤俊幸君

議事調査係長 高橋美樹君

平成28年8月23日（火曜日） 午前9時30分 開議

第1 議員定数及び報酬について

第2 議会報告会会場及び日程について

第3 議会報告会の班編成について

第4 合同会議における副座長の選出及び各班が担当する会場について

本日の会議に付した事件

- 第 1 議員定数及び報酬について
- 第 2 議会報告会会場及び日程について
- 第 3 議会報告会の班編成について
- 第 4 合同会議における副座長の選出及び各班が担当する会場について

午前9時30分 開議

委員長（平吹俊雄君） それではただいまから、行財政・議会活性化調査特別委員会を開きます。

これから座らせて進めさせていただきます。

ただいまの出席委員14名でありますので、本特別委員会は成立しております。

会議に先立ち、平成28年8月3日に運営小委員会が開催され、平成28年議会報告会会場（案）及び平成28年議会報告会日程（案）が示されましたのでお手元に配付いたしております。また、最新版の議会報告会実施要綱を配付いたしております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 議員定数及び報酬について

委員長（平吹俊雄君） 日程第1 議員定数及び報酬についてを議題といたします。

平成28年6月27日に本特別委員会において町内7団体の代表の皆様を参考人としてお呼びし、議員定数及び報酬についての貴重な御意見を頂戴したところであります。本日は、頂戴した御意見も踏まえながら全委員から御意見をいただきたいと思っております。発言は議席番号順に議員定数及び報酬について一括していただきます。

最初に、千葉一男委員お願いいたします。

委員（千葉一男君） 難しい問題を最初にしゃべらなくてはならないと緊張しております。

基本的に私の考えをお話しさせていただきます。座っていいの。（「はい、いいです」の声あり）

我々の所属するこの議会は、代表民主主義が基本で代表者すなわち我々議員、それから首長、そういう人の二元代表制であります。それぞれの職務を自主的に行うことで相互に抑制と均衡を図りながら、この仕事を、我々の町民の福祉向上のために日夜働いているというのが実態だと思います。国会と違って地方団体の議会は、最高機関でもないし、また唯一の立法機関でもないと考えております。そこで、我々の仕事は地域社会における多種多様な争点を政治課題にのせる。それからその課題を、審査を通じて争点を整理し政策に置きかえていくと。そして、その政策に置きかえて優先順位を与えながら住民に示すという、こういう仕事を担っていると思っています。それから、執行機関による行政執行の適正さや有効性を評価し、監視統制をしていくという機能も含めていると思っております。憲法の93条にも、地方公共団体には法律の定めるところにより、これは地方自治法によって定められていますけれども、自治機関として議会は

設置されています。そこで、議会が住民の代表機関として意思決定機能やチェック機能、均衡と抑制ということですね、チェック機関、チェック機能と意思決定の機能が大きな仕事の、我々が請け負っている仕事、業務内容だと思います。地方自治体の議員は多くの行政的機能を有しながら、町、その他の執行機関ですね、と一緒にあって相互に抑制と均衡を図りながら地域行政の運営に当たり行政機関としての性格が強くなります。そこで、こういう中で議員定数と報酬という大変難しい問題を今示されているわけでございますけれども、私は基本的にはこういう組織は将来に向けて継続して安定させて維持していくことが大事な問題の一つということで考えております。そういう中で議員定数も代表民主主義と言われる以上は、お金の問題だけで減らすということに対しては疑問を持っています。そういう意味で議員定数を考えなくてはならない問題としなければいけませんけれども、現状では減らすことには消極的であります。

それから報酬ですけれども、報酬については大変難しい問題だと思います。議員定数については我々の機能をどう維持するかという意味で問題ですけれども、報酬については我々も生活を抱えております。しかしいい議員、いい議員という言葉がいいかどうかはわかりませんが、広い範囲から代表者に参加をいただくということは大変大事なことだと思います。そのためには今、自分の生活を毎日支えなくてはならない若い世代、それから私のように年金をもらいながらいる世帯も含めて、生活をしていくということが大事な問題だろうと思います。そこで、議員とは実際に、我々議員ですね、ボランティアという言葉が適切かどうかはわかりませんが、少なくとも無償に近い、奉仕の仕事か、あるいは、いやいや大事な仕事だから専業として生活を保障しながら活動をいただく仕事かということをやっぴり大変難しいですけれども、真剣に考える必要があるだろうと思います。もし、ボランティアということを基準に、要するに無償を基準にするならば、仕事の内容を整理して、生活はできる、しかしこういう公の仕事に大変興味あるいは責任、義務を感じる人が参加できる環境をどう構築したらいいか大事だと思っています。そのときは今の具体的な活動の、仕事の法律も含めて内容の見直し、それから議会の活動の時間、曜日、そういうものもやっぱり検討していかなくてはならないのではないかと思います。そういう意味で、もし費用ということが一番大きな問題と捉えるならば仕事の内容の精査、それから活動する、議会活動の時間の検討が必要だと思います。それから専業であるならば当然一般的な収入がありますので、それを基準に報酬を引き上げるべきだと思います。それから現状の条件の中で、あなたたちはどう考えますかということですが、実際の議員としての活動負荷を考えた場合には、報酬そのものを上げるのはどうかと思います。しかし、活動の負荷によって手当ということでいろいろな責任者がおりますよね、常任委員会

の責任者とか、そういう人たちの手当というものを一応考えることが大事じゃないかと今は考えています。

以上です。

委員長（平吹俊雄君） 次に、福田淑子委員お願いいたします。

委員（福田淑子君） 2番、福田です。

まず議員定数について意見を述べます。

これまで分科会でもお話してきましたけれども、常任委員会のあり方を考えた場合に、従前の3つの常任委員会が望ましいというのは私はずっと感じておりました。しかし現在の16人の定数の中で3常任委員会にすると1常任委員会5人になって、5人の中で欠員が出た場合に、3、4人からの協議では難しいということで現在は2つの常任委員会になりました。それによって1つの抱える常任委員会の所管というものがものすごくふえたと思います。しかし、今の常任委員会の2つを支えていくということを考えれば、最低6人以上必要ということから考えますとこれ以上定数を減らすことはできないと考えます。現状維持ということで16人の定数を、現状を維持するということを述べます。

それから議員報酬につきましては、やっぱり若い人たちがなかなか議員に志を持つ人がいない、出たくても議員報酬が低いということではなかなか出てこないのかなという状況もあると思います。本来は家族を扶養、生活をできるという状況にするのが本来の姿だと思いますけれども、今の美里町の財政を考えればそう大きい引き上げは無理だろうと。私は合併前の旧小牛田町の議会のときの報酬23万7,000円に引き上げをするということ、私は意見として述べたいと思います。

以上です。

委員長（平吹俊雄君） 次に、藤田洋一委員お願いいたします。

委員（藤田洋一君） それでは私から考えを述べさせていただきたいと思います。

これまで分科会の中で約5年かかってこの問題に取りかかってきたわけでございます。それぞれのテーマを抱えながら一つ一つ行財政議会活性化の中で解決を見てきたということでありますので、今回最後になりましたけれども、私どもの第2分科会で、今やっているこの議員定数と報酬についてであります。私は今の合併以来、平成の合併以来、全国的にもいろいろ資料関係を見ますと、確かに定数減員というものが先行されてどんどん減っているというのが実態の内容であります。それと同時に定数をふやす場合にはやはり住民、町民の方々の意見も大変重要なものだと私は感じておりますが、その中で今取り組んでいる中、そして今の現状を考

えると、やはりこれは今の定数16名でありますけれども、現在1人欠けて15人ということになっておりますが、今の15人体制ではどうかなというふうに私は考えます。それでもって、議員の活動、6月27日の中の7名の意見公述の中にいろいろ話されたことを集約しますと、議員定数の一つの考えでないかというのがこの中に話されております。それで見ますと、定数1名の削減もしくは2名という、常任委員会の構成から考えれば現状15名でどうかなと私は判断しております。

それから報酬については、やはり議員活動、活性化の中にいろいろ我々も取り組んでおりますけれども、町民から見れば今、何しているんだと姿が見えないと、全然わからないというのが大方この7名の中の意見の中でも随分ありました。それを踏まえるとやはりこれからは1名減にしたとしても、町民に理解していただくのは、やはり少数精鋭だから一生懸命取り組む姿勢が報酬にアップしても住民は理解してくれるのではないかと思います。ですから、額はどれくらいわかりませんが、それは議員の中で決めていくことだと思いますけれども、審議会の中でどのように決められるかわかりませんが、アップしてもどうかなと私は思っておりますので、報酬については一生懸命働けばその分の報酬をもらってもいいのではないかと同時に、また戻りますが、皆さんの意見を聞くと、次の世代に、若手を起用しながら新しいスタイルに向かってそのリーダーを育てていくんだということになれば、若い人が出やすい状態にもっていくには、やはり議員報酬も一つのアップにつながらなければ若い人が出てこないと言いますかね、そうしていくためにも合わせて議員報酬を上げてはどうかと、私の考えでございます。

委員長（平吹俊雄君） 次に、柳田政喜委員。

委員（柳田政喜君） 私の意見を述べさせていただきます。

まず議員定数、報酬、私の中でまとめて意見させていただきますけれども、ほとんどの意見はさっきも言った委員の方で、ほとんど述べられていますので、細かいところまで言いませんけれども、まず全国的に若手議員を起用したいということで定数報酬ともに議論になっているところだと思います。ただし、試行錯誤しても若手議員の、新しい議員はなかなか出てこないと、そこには別の問題があるのかなと私個人的には考えております。各地域の行財政に対しての、どのように感じているかどのように行動しているかということになってくると思うんですね。各地域の活動が結びついてくると思うんですよ。というのも、今いる議員の方々、前回新人が多かったという話がありましたけれども、その新人の方はやはり地域の期待に応えるべく、それぞれの思いを持って議員となってきたわけなんです。やはりその際に定数報酬というのは、ほとんど考えていないと思います。ですから今も私としては若い人たちが出てきやすい

現状というのはここに直接結びついてこないのかなと。逆に定数を減らすことが若い人の起用には結びつかないと、逆の方向にいくんじゃないかなと。報酬についてもそういう意味で結びついてこないと思いますので、私個人の意見としては定数及び報酬については、現状のままで何とか皆さんで、今の人数で頑張っていきたいと思っています。

委員長（平吹俊雄君） 次に、櫻井功紀委員。

委員（櫻井功紀君） 私の考えを述べさせていただきます。

結論から申し上げますと、細かいことは言いません。議員定数についてはぎりぎりの状態で現状維持でいいんじゃないかなということで考えを持っております。参考人による意見公述によりますと、現状維持が3名、削減が2名、ふやす必要がない1名、少数精鋭と、これが定数について、少数精鋭ということでふやすか削減かということではございません。そのような考えですね、定数は現状維持で、削減するとなると、削減は簡単なんですよね。削減は簡単なの。当時、小牛田町議会22名おりました。そして22人から18人、4名ざっと削って、平成18年の合併のときは小牛田地域12名、南郷地域6名、18名でありましたね。次回からは合併というか美里町全体で16名となって現在ですから。前も小牛田町時代3常任委員会ありましたけれども、非常に活発な常任委員会で、行政に対する提言、政策提案、提言が活発だったように思います。私はこれ以上削減すると、常任委員会の果たす役割、機能が低下するのではないかと思いますし、そしてまた政策提案、提言機能が落ちてくるんじゃないかなと、このように感じております。それから、先ほどどなたかおっしゃいましたけれども、議員さんの姿が見えない、議員さん何やっているのかわからない、いろんな行事に来るけれども途中で帰るといような御批判めいた公述人のお話しがございました。やはり議員の減少によりまして、住民の要望を十分反映できるかどうかという点で、私ここにも問題が出てくるんじゃないかなと感じております。ですから、現状維持、これ以上削減は無理じゃないかなと思います。

それから報酬に対しましては、結論から申し上げます。私は現状維持がいいんじゃないかなと思います。これ報酬を上げるとなるとなかなか難しいんじゃないですかね。この住民感情からいたしましても、参考人の公述によりますと、増額が5名、この中の5名のうち2人が削減した議員2名の歳費を宛てがったらどうかということでございます。それから現状維持が1名、どちらかと言うと、上げない、議員の任期によってやれということで、削減なのか上げると言うことなのかわからないとあります。報酬を上げるということになりますと、大変な住民感情からすると定数もプラス、報酬もプラスというのはちょっと考えられないんじゃないかなと、住民感情からしますと、そのように感じております。報酬については、議会費との関係で野村

先生の研修がありましたけれども、議会費は年に4%ということで、二代表制でなく1.5元代表制になると。決算から見ても多額の節減にはならないですね。報酬を下げてもですね。だから私は現状維持でいいんじゃないかなと。

以上です。

委員長（平吹俊雄君） 次に、大橋昭太郎委員。

委員（大橋昭太郎君） まず議員定数についてですが、さまざまな思想・心情を持った人たちが議会構成をし、そして議会運営をしていくというのが、これは適正な議会としての姿だろうと思っております。そういったような中で、その減らそうという部分については考えられないところでございます。さらには、今の活動内容などを考えれば、当然その人数で取り組まなければならないものと考えておりますし、これが定員が減ったことによって今の活動が縮小していく恐れもありますし、さらにはこれからさらなる活動を展開していこうというときには少なくともこの人数が必要だろうと考えております。

報酬につきましては、適正な価格というのは正直どの辺なんだろうというのは、大変わかりづらいところでございます。どうしても近隣町村の報酬に合わせているというのが大かなた決め方なんだろうと思っておりますが、そういった中で、例えば議長からも聞いていますが、加算金15%というのがほとんどの町で取られている処置であります。女川だったでしょうか、女川と美里町だけに聞いておりましたが、女川は報酬で上げていったようでございます。そういったようなことから、報酬というか、さまざまなそういったような部分の、そういったようなものを取り入れることによる処置をしていってはいかがでしょうかということに考えております。例えば、費用弁償についても野村先生の資料を見ると全国平均では1,500幾らかといったようなところだったかと思っております。そういったような分においても、そういったような手当、さまざまな加算金の部分についても見直しは必要だろうと考えております。

以上です。

委員長（平吹俊雄君） 次に、我妻 薫委員。後だね。次、鈴木宏通委員。

委員（鈴木宏通君） 先輩諸氏の今までの発言を通しまして、私なりに、またあと地域の住民の方々の御意見も賜りながらの発言を申しますと、まず住民の方々はまず必ず議員定数に、または報酬に関しては引き下げの御要望を私に口にいたす方が多いのが現実でございます。ただ、私もその中でいろいろこの間のいろんな話し合いを聞きながら、議員の今の姿が見えない、そういう方々の御意見を賜りながら自分なりに反省しなければいけないところが多々多いと思っておりました。その中でも現状の今の16人で活動している議員活動を、その場においても説

明をしたり、いろいろしていますけれども、まずもって委員会またはそのほかの部分の議員としての活動する時間、かなり多いということも説明しながらしております。そして自分の意見としましては、今までの先輩方同様に現状をもってしていきたいというのが実情でございます、その旨を住民の方々にいろいろ説明している次第でございます。もちろんその中でも今の議員活動それから、これからの幅広い意見を取り入れるための各年代層の議員の方々のこれからの活動をぜひその中でやっていただきたいというのがありますし、ぜひ今の委員会活動そしてそのほかの特別委員会活動においても現状の人数が妥当ではないかと私は思っております。

報酬に関しましても、私なりに現状を維持し、そのほかにいろいろ住民の方々にいろいろ説明を申し上げながら議員活動でのいろいろな活動に認識をもっと深めていただくべく私たちの行動があってしかるべきかなと考えておりますし、やはりいろいろな費用弁償等のこれからの日当についての考えもこれから検討すべきではないかと考えておりますし、定数に関しては現状維持、そして報酬に関しても現状維持ということで考えております。

以上です。

委員長（平吹俊雄君） 次に、橋本四郎委員。

委員（橋本四郎君） 私から申し上げます。

何人かの方が、私がかかわったことに関連したような話をされていますから、それらを参考に全員にしながら話していきたいと思えます。

櫻井議員が話された小牛田町時代の議員の定数削減というのは、私が発言者によって今野保博、当時の副議長が賛同者になって、その提案で削減することになったんです。ですから、私の思いには圧力がなかったんですが、今野保博君にはずいぶん仲間から橋本四郎、議員減らせとかということで圧力がかったことは今でも二人で会うとその話になります。ですから、やれないことはないんです。問題は、それが妥当かの問題ですが、議員の定数の問題からいきます。私は今の議会は、議会の要素を成していないと。できればこれは自治法に基づいて住民総会、町民総会に変えたほうがいい。なぜかと言うと、私はこういう話をしていることがあります。これは横埜、中組、あるいは新田でこういう話をしている。聞かれたときです。今の議会の予算というのは大体4,500万円くらい。4,500万円あると1日1万円の手当を払っても、日当を払っても4,500人の町民の人が町長に対して自分のお金をもらって意見を述べる機会ができると。いかがでしょうか。それは橋本さんいいね、1万円もらえるんだったら……。これは自治法に基づいて議会というもの、町民総会に変える必要がある。私はあればいい、町民が行政に対して余り関心がないということは、その結果が議会の関心を持ってくれない。結果的には

おかしな方向に向いていると。私がよく町民の方に言っているのは、この町が合併するとき、これ小牛田町で言います。小牛田の地区というのは財政が大変で、合併しなければ大変だったけれども、実はその合併も財政の負債をふやしているんです。皆さんの予算の72ページを見てくださいますと、公債とか公債費という官公用語がわからないからどれをどうにかしていいかわからないと。それはそれでこんなに借金がふえたのかと言われたんです。最近の新聞によると1,000兆5億円の借金をふやした安倍内閣と、批判が新聞に載っていました。だからわかりやすい広報を出せば、町民が理解できる。町民が理解できないような専門用語を使って機関紙を出すために理解されない。理解できないから余計読まない。だから私は今回、報酬の問題なんかで参考人の方々に、こういう町の情勢を知っていますかと言ったら、副議長の平吹委員に、これは予定外ですから配らないでくださいと集められましたけれども、そういう情報の提供をしながら町民の皆さん方にこの町の事情に応じてそれでいいのかどうかを判定してもらいましょう。だから私が指摘した、あるいは区長会の副会長、新田の区長ですけれども、学校の行事に出席しないことが議会活動と思っている。本来議会活動というのはそういうのではない。それもありますけれども、もっと中心となるのは住民とどういった議員としてあるいはこの町に対してどういう気持ちをお互い開いていくか。話し合いをするか。そういうのが議員活動なんだ。お祝いに来ないからという、私に言われて副会長が黙りましたけれども、いずれにしてもその程度で、現在私に来ている新田からの、たまたま町長に対して、あるいは議会に対しての請願要請を出していますけれども、4件あります。住民バスの問題、側溝の草刈りの問題、道路の崖の問題、公共下水の問題。これ新田から来ています。新田からだけで4つ。これ私が法律的に仲介したほうがいいと思うので、紹介議員として仲介しているものもありますし、話をしているものもあります。だからそのことも知らない区長が地元の状態をわからないで、ここにいるんだとはっきり言ってわからないのは当たり前なんだ。だから、これは平吹委員と関係あります。今私に来ているのは、後藤江の汚水問題だ。後藤江の汚水問題が本来は議員活動しっかりしていればこんなものは地元の議員に言うべきなんだよ。ところが私のところに来ている。雨が降りましたが、後1週間たったら行きます。なぜかと言うと豆腐屋さんの汚水、これは私は今の前の町長のときから行きました。豆腐屋の汚水が浄化槽が壊れたまま利用しているため、それがにおいとなって寄生虫を発生している。これは完全に法律に違反したのですが、公共下水が来たならば直りますから、それはなくなります。これは確か公共が入りました。直らない。なぜかと言うと、その汚水を法律的に公共下水に流せないんです。ろ過器を通らなきゃ。これは皆さん読んでください。法律的な環境の中にありますから。そういうことをきちん

とやらないためには何で中組一帯、あるいは……、きょうこれが終わったら二又に行かなくてはならない用がある。谷地に行くんです。都市計画の問題と、道路の側溝の問題と、これまた行ってこなくてはならない。そういう相談を受けるのは相談を受けやすい状態からで、皆さん方もそういうことがあると思いますけれども、じゃ1月以降で結構ですが何件皆さん言われていましたか。私は12件来ているんです。12件の1月以降に苦情。最近の例では2月初めですよ。最近では2月初め。的場の町営住宅の高齢者から、橋本さん10日も風呂に入れなから助けてくれと来たんだ。なぜかと言ったら、これは私が配った広報の中に電話が書いてあった。何でかと言うと、あの松森住宅というのは自分の金で風呂場を買って、風呂は全部風呂をたくのも全部入居者持ちなんです。今はそれではありません。これは副町長とも話しました。結果的にはさるびあ館の福祉課を通じて話をしながら、この方に入浴をさせてもらって、年金を聞いたら3万円そこそこ。安く抑えるのが大変です。副町長と話しましたが。今後は、こういう住宅がないように。できれば入居者が風呂釜を買わなければならない状況にすべきじゃないと、今話になっていますが、まだ具体化していません。そういう解決の話がよそから来ているということはまだ私のことを議員と認めてくれている。議員として仕事は何かと言ったら、行政側に対する町民にかわってのチェック機能なんです。チェック機能というのは、町長に対しての意見を言う。町長に対して諮問する。その能力を失ったら議員は必要ない。一般質問が少ないのはどういうわけでしょう。小牛田町時代よりも一般質問なんかは少ないんですよ。議員の一般質問が。少なくとも13名の議員が議長、副議長でないとしたら、議会のたびに3カ月に1つくらいの事案はありませんか。そういう気持ちを議員は、私はそういう気持ちで議員になりました。でも今回でやめます。あとは皆さん方……、覚悟してください。

委員長（平吹俊雄君） 橋本委員、簡潔にお願いします。

委員（橋本四郎君） 私の考え方は今の議員というのは、議員という能力を失っているから。これはどのようにもなりません。議員としての資格としては私は十分果たしているのか。一遍、町民総会に切りかえたほうがいい。そして町民の皆さん方に意見をいただきながら、やっぱりこれは代表制にしたほうがいいんじゃないかという声が上がったら、また改めて議会。そのほうが議会というものに対する代表制に対する認識が深まってくると思うので、私は皆さん方とは反対で、町民総会に切りかえることを提案したいと思います。

もう一つ。報酬の問題です。私は扶養家族がありません。税金は皆さん方の中で一番多く私は納めていると思います。ですから23万円では私は高いけれども、この年金を受けるまでの努力というのは皆さん方は、今、若い人は、年金を納めている人たちは自分の年金は高くなるよ

うな努力をすべきなんです。国民年金なぜ安いかわかっている人はいますか。この中で。私は区長当時、これは社会保険事務所の連中とやりあったんです。国民年金は6万5,000円から6万2,000円です。役場の職員、要するに公務員とか一般の職員とかは勤続年数、最初に退職する給料で決まるんです。なぜ安いかというと、政府の持ち出しが少ないからなんです。調べてごらんなさい。一般の場合には、掛ける掛金は職員が1万円だったら、雇用者も1万円、あるいは自治体も1万円。国民年金はその半分のはずです。国民年金が安い原因は政府なんです。法律の、憲法の25条違反なんです。1年間に何人から議員活動していますか。私はきょう終わったらまた行かなくてはいけないんですけれども、22日の給料、働きながら保育士が給料が安いから来ない、あるいは14万円から15万円しかもらえないという職員の人があると、皆さん感じませんか。私たちははっきり言えば、かつては議員というのはボランティアだったんです。無報酬だったよ。それでもしたんだよ。意欲があつて。そういうのを持ち続けろとは言いません。今、23万円もらっているだけでもありがたいと。一般の職員が1カ月働いて14万円、15万円なのに、私たち23万円だと。これだけでもその意欲をもって努力すれば、私は報酬の問題で少ないと言えるはずがない。議長になると33万円でしょう。(「橋本委員、簡潔に」の声あり) もっと自分の仕事というのがどうあるべきなのか。そして仕事というのは行政に対するチェック機能働かせながら、町民の要望、意見、町民の生活の維持改善に増進に努めるという意欲を持たないのなら、議員の報酬ゼロでもいいです。だから議員の実力というよりは、なくしたほうがいいから、報酬を上げるのではなくてもいい。このままで、現行で。(「現状維持」の声あり) 23万円の力で。やむを得ない。

ただできれば、さきほど言った、総会のほうに切りかえることを主張しておきたい。

委員長(平吹俊雄君) 次に、吉田二郎委員お願いします。

委員(吉田二郎君) 11番、吉田二郎です。

私は議員定数についてですけども、全国的に地方議会で、地方議員の減少傾向にあるということは知っております。要因といたしましては、人口の割には議員が多いとか、財政経費の節減とかですね、大きな要因と言われてはいますが、それだけではないのではないかと私なりに考えております。一応、私が興味を持っているのは人口カバー率ですかね。議員一人当たりの要するに人口の程度ですけども、本町においては、人口カバー率は1,575人なんです。県内22町村を見ても、少ないところで七ヶ宿では177人、その次に大衡村の412人。多いところで見ると、富谷の2,570人が一番多くて、柴田町の2,141人。本町と同じ議員定数16人を持っているところの自治体を見ても、色麻町が456人、少ないほうからですけども。丸

森が932人、南三陸で933人、七ヶ浜の1,240人となって、先ほどどなたかおっしゃいましたけれども、合併する前、旧小牛田町の議員定数18人、旧南郷町で16人、合わせて34人の議員がおられまして、合併協で第1回目のとき、18人、次回からは16人にするというような決められ方をしまして、今本町においてもさほど減少には……、私なりにこの数が、16人というのが決して多い人数では、以前から比べると多いわけではありません。執行機関をチェックする議員が減少すれば、それだけ執行機関に対する批判監視機能の低下になる一つの。また、住民の要望等が十分に町政に反映できなくなるのではと私は危惧するので、現状維持でよいと考えております。

それから議員報酬の件でございます。一般的に報酬というのは、提供した労働の対価とされていると書いてありました。決して生活給ではないと明記されているんです。常勤職員の給与はこれは当然生活給であると。それぞれ区別されていますね。報酬についても内部の基準があればこれに越したことはないんですけれども、まだその基準というのは設けてはいないんですよね。本町で議員報酬23万円。県の平成26年7月1日を見ますと、23万9,441円で、そんなに差はない。近隣と大体同じくらいの報酬なので、私はこれは、特別職の報酬等審議会で、決定するんですけれども、そちらの方向に従っていきたいと思いますので、現段階の報酬で。現状でいいです。

以上です。

委員長（平吹俊雄君） 次に、山岸三男委員。

委員（山岸三男君） 山岸です。

まず議員定数についてお話をさせていただきます。今まで野村先生とか、何回か県議長会の講演会で定数と報酬について、勉強してきております。その中で、ことしに入って参考人と言いますか、要するに6名、7名呼んでその方々の意見も聞きました。その中で総合的に私の判断といたしましては、定数に関しては、当然日本全国少子高齢化という社会現象の中で、今さら議員定数をふやすということもちょっと将来、10年、20年先を見たときに、ふやすことはないだろうと、むしろ、減らす方向に進んでいくんだらうなと私は思っています。しかし我が町の今の現状を見たときに、皆さん今までお話しされたとおり、私も最初の考え方は減らして報酬にその分、町の負担を今まで通り、議会費という予算の中での、範囲内での報酬のアップにつながればとの考えのもとで定数を減らして、カバーしたほうがという考えがあったんですけれども、現状を考えたときに今もう常任委員会を2つに減らしたのは、定数で、16の定数で、2つの常任委員会しかやれないというのが十二分に私でも理解できましたし、余りにも3人と

か5人で常任委員会を形成するというのは、これは無謀な話で、最低でも6、7人の常任委員会の構成メンバーでないと本来のチェック機能という役割は果たせないのではないかと、定数に関してはやっぱり現状維持が正当ではないかなと判断をいたしております。

報酬については、どうしても議論の中で今の現状の金額で皆さん議論していますけれども、私は今我々が置かれている、今先ほどどなたかおっしゃいました、美里町の今の議員平均年齢64歳という、平均年齢がでています。果たして64歳、平均ですからね、その中の職業を見ますと農業の方が大半なんです。自営業が、1人か2人しかおりません。私はこれは最大の問題だと思っていて、それと同時にこれから20年、30年先に美里町自治体というものは永遠に続くわけです。そのときに二元代表制という、議会が続く限り議員は必ず必要なことなんです。だったならば、今の報酬で皆さん現状維持で皆さん満足されている方と、確かに今の我々の平均年齢からみれば60代で既に年金をもらって、あるいは時代によって高額な年金をもらっている方、あるいは先ほどお話がありましたが、国民年金で非常に安い年金で暮らせない状況になっている方まで、それが議員報酬、議員になったために議員報酬プラスアルファみたいな形で生活しているのが現状です。先ほど言ったように、20年、30年後も、公述人の方にも、20代、30代、40代の方も議員として選挙に出て、議会活動ができるような報酬でないと、その今の現状金額ではとても子供を育ててやっていけない。報酬と給料は違うという、確かにそのとおりなんですけれども、我々、現実的に報酬を皆さん使わないで生活できていますか。給料をもらっている人、何人いますか。そういう現実的な問題で言っていけないと、報酬に関してはやめるべきというのは筋だと思っています。それと同時に、最終的には報酬審議会という会というか委員会で決められることなんですけれども、私はここに言っても仕方ないと思っておりますけれども、あえて言わせてもらうのは、報酬審議会で決めるのではなくて、私は本当は国で制度として、国会議員、県会議員、市会議員、町会議員、村会議員のそういう報酬を既に国の制度として決めてほしいなと、そう思っています。我々がここで報酬金額で議論すると、どうも国民感情がどうのこうのとか、町民住民が理解できない、されないとか、そういう議論になってしまう。それはちょっと違うのではないかと私は基本的に思っていて、報酬についてはやっぱり最低でも今の報酬よりも3割以上上げるべきだと思っております。

以上です。

委員長（平吹俊雄君） 次に、佐野善弘委員をお願いします。

委員（佐野善弘君） それでは定数、報酬ということで、諸先輩委員が議論した的なことで、なかなか結論が出ないということで、非常に微妙な問題だと思っておりますけれども、その中で

私なりに述べさせていただきたいと思います。

住民の代表ということで、選ばれているいろいろな住民の方の意見を反映するためには、一定以上の議員数が必要だと思えます。やはり、それには当初は平成15年以前には地方自治法の中で定数等が人口割で決められたということでございますけれども、それが平成15年の地方自治法の改正により、条例によって自治体によって定数制度が決められるようになったということでございます。その中で、美里町、合併以前は小牛田町、南郷町、それぞれの議会の中で定数を決めて、現状はその流れで美里町は16人。今欠員が1名の方がいまして16人。私は3常任委員会の内容等はしていませんので、15人でも十分、今はやっているのではないかなと思っております。その中で、議員1人当たりの人口カバーというか、さっき吉田委員が言ったとおり、1,570人だと思えますけれども、その中で2万人以上の人口を抱えている町からしますと、大体1人当たりの人口が1,396人から2,569人、富谷町が、富谷町は今度の10月に市になりますけれども、そういうことで、下のほうですが、2万人以上の人口から言いますと、そういうことで、その中で15人でやっていると思えますので、私としては1人減で、定数については1減でもいいんじゃないかということで考えております。

報酬につきましては、これもやはりいろいろな意見があって、そうすると近隣市町村とか、データを調べた中で、第2分科会の方々が出していただいたデータに基づいてしますと、その2万人以上の報酬だけなんですけれども、手当とか費用の弁償とか、その辺は……、報酬で、2万人以上の人口の平均が25万円ですので、この辺を参考にした中で、引き上げてもいいんじゃないかと。その中で、町の一般財源、財政の中の議会費というのは1.1%なんですけれども、その中の範囲内でおさまるようなアップと言いますか、報酬の内容で検討したほうがいいんじゃないかということを、私の意見主張でございます。

委員長（平吹俊雄君） 次に最後、前原吉宏委員お願いいたします。

委員（前原吉宏君） 最後から2番目ですね。（「そうでしたね、ごめんなさい」の声あり）

私は佐野さんと一緒なんですけれども、当選して2年半過ぎまして、最初の年に第2分科会で勉強なさいという形で入っていきまして、報酬と定数ということを知らない世界の、最初は知らない世界の中でいろんな話を聞いたり勉強したりしました。結論から言いますと、定数に関しましては今現在、1減で十分回っていると思っております。また、所管の担当の活動も回ることも、私なりに総務産業建設だけですけれども、何とかかなと思っておりますので、1減でいいのかなと思っております。

続いて報酬のほうなんですけれども、報酬に関しましてはそのとおり、この分科会で1年目

から前の委員長から、この資料を使って3年分の活動日程をまとめるという、そういう部分でいろいろきょうも作成させていただきました。その中で感じたのは、年々委員会、または同じ日に2回、3回というのがあるんですけども、イベントの数がふえていっているのが現状じゃないのかなと思っています。私自身は、議員の活動プラスある議員が言っていたように、町民のいろんな意見、または苦情等、そういう部分を聞くというのは、当然のことと考えておりますし、いちいち口に出さなくてもやっているのが当たり前なんだと思います。ですので、その辺に関してはカウントしなくていいのかなと。ただ、やっていること自体は、例えば隣の大崎市の市議会議員、または大きい県の県議会議員ですね、やっていることは県議会は別ですけども、市議会議員と町議会、何が違うんだと言われたときに、決して違わないだけの活動はしているつもりです。また、町民の目線からむしろ町村議会のほうが対人口比率から言ったら多く要望を言われているのかなという部分も感じております。ですので、報酬に関しましては私個人としてはアップすべきだと思っています。ただ、その額に関しましては、町長部局に投げて議員がこれだけ頑張っているので何とかしてくれという方向で行きたいと思います。

以上です。

委員長（平吹俊雄君） 次に最後、我妻副委員長お願いいたします。

副委員（我妻 薫君） 最後に回していただきました。ありがとうございます。

結論からまず申し上げたいと思います。

定数、報酬とも私は現状維持と言わざるを得ないだろうと思っています。理由としては、何人が言われていますが、前は3常任委員会だったのを5人程度の委員会では討論も深まらない、議論も深まらないということで、今の2常任委員会になりました。それによって、ほかの議員も言っていますが、かなり所管がよくなりました。活性化の中で政策提言活動も3年ですかね、やるようになってきていまして、その政策課題を選定するに当たっても広いがためになかなか課題の設定も難しくなっている、そういう状況もございます。そういう意味で、まず、しかもさっき言いました、少人数では常任委員会にならないということから、この2常任委員会、これがもう最低のぎりぎりだろうと思っています。さっきも言いました、2点ですね。あと、現状の維持というのは16人なんですけど、これはどちらかと言うと奇数にすれば議長裁定がふえる可能性が出てくる状況になろうかと思っています。同数採決がふえて議長の判断、採決がふえる可能性が出てくるだろうと。そういう意味ではやはり16人の、この偶数定数のほうが議長を除いたときに奇数となって採決した際に、議長のところに持っていくところが少なくなっているのかなと。そういう意味も含めて現状維持がいいのではないかと考えています。あと、参考人の

意見でも議員が見えないとか、顔が見えないとか、そう言ったことをかなり多く言われまして、住民の声をどう参酌するのかということで、ほかの委員からも大分その論点で言われていますが、私のことと言えば、今、青生地区1人だけになっているという状況、それでも地区内は大体交友関係はできていますから、あれですけれども、切磋琢磨という点ではやはり少なくなればなるほど、住民の接する議員数も減ってくるということになるだろうと思います。私たちの反省では、ほかの委員から言われていますが、やはりその努力は、町民との接触ですね、声を聞く努力はしなくてはならないと思いますし、あとは活動の状況も、今活性化の特別委員会でいろいろと工夫してやってきていますが、これらもこの前の参考人の意見を聞くとまだまだだと、まだまだ理解はされていないのが多いんだと、そう思わざるを得ませんでしたので、この辺についてもこれからなお努力は必要なんだろうと思いますが、いずれ少なくなればなるほど逆に住民と接する議員は少なくなる、物理的に言ってもそうなんだろうと思います。

報酬については、さっき確かにほかの委員から、参考人からも言われましたけれども、生活を考えた場合となれば、かなりひどいということで、特に若い人から言われました。私が子育ても含めて仕事をやめてリスクを背負うということになればなかなか難しい現状だという声もあったかと思いますが、確かにそういう意味では生活費と考えればかなり低いだろうと。でもそれが、さっき誰か言いましたけれども、生活費という規定ではないと言われてはいますが、中には若干定数を減らしてその分報酬に回したらどうかという意見も、これ第2分科会なんか通じてありましたけれども、しかし若干、例えば1人減らしてやってもせいぜい25万円にいくか、いかないか。その程度のあれで、果たして生活を支えるという意味から言ったら、果たしてどうなのかと。その意味では1人、2人減らしてその分報酬というのはなかなか、それは実際問題として難しい問題じゃないのかなと思います。その一方でやはり少しでも上げなければ若い人が議員のなり手がいないんじゃないかという声もありますけれども、実際1人減らして、じゃ1万円、2万円上げて、果たしてそれが若い人がやろうという水準になるのかどうか。その辺の基準もさっきほかの委員が言いました、基準がまだ定まっていない部分もありますけれども、実際問題、上げるとなれば先ほどの参考人の中でも言われていました、あとほかの委員からも出ましたけれども、周りに今、生活状況、労働環境がどんどん悪化してくる中で、手取り14万円ですと生活している人がいるという世間を見なさいという意見もあったかと思いますが、そういうのが結構今、地域的に多くなっている現状の中で、なかなか報酬アップというのも厳しいのではないかなと、そういう思いも含めて、さっき言いました、結論的には現状維持で行かざるを得ないのかなと。そういう思いでございます。

委員長（平吹俊雄君） ありがとうございます。ただいま、全委員から御意見をいただきました。

それでは、ここで若干休憩したいと思います。再開は45分。

午前10時33分 休憩

午前10時44分 再開

委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を行います。

ただいまの出席委員14名でありますので、本特別委員会は成立しております。

お諮りいたします。議員定数及び報酬について、共通理解を深めるとともに、賛否を開陳し合い、表決の際の参考としたいことから、自由討議を行うこととしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「当日ね」の声あり）今からです。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（平吹俊雄君） 異議なしと認めます。よって自由討議を行うことに決しました。

自由討議は、美里町議会運営基準申し合わせ事項107により行います。

ただいまより、自由討議を行います。御意見ありませんか。橋本四郎委員。

委員（橋本四郎君） 自由討議においては、議員の定数がふえたほうがいいか、現状がいいか、減らしたらいいか。この3つですよね。現状でいいのか、ふやすべきか、減らすべきか。この3つだということで。私は、議員の定数問題から言うと、意見の中で申し上げましたように、議員という今の、この町の議員のあり方というのは本来的に二元代表制の要素をなしていない。地域の人たちの話を聞きますと言っていますけれども、1年間に1回くらいしか議会報告ができない議員が、議会が、議会の機能が正常に行われていると考えること自体に誤りがあるんだよ。私はもう一つ言いました。本来なら3カ月に1遍の一般質問が、議員として3カ月も経過したら何かの問題が、これ町長に聞くんじゃない。一般質問とうのは聞くということになっていますけれども、意見を言うんです。町長の考え方に対して、町長の考えを自分なりの考えをもって意見を……。そしてどちらの意見が正しい、正しくないという表現はわかりませんが、どちらのほうが住民にとっていいのかということの判断を議員が行うんだと。ですから、発言する議員は一般質問の中では、自分の意見を通して自分の意見を多数の議員に支持してもらえ、行政運営に反映してくれる。一般質問で、あそこの道路が悪いから直してくださいとか言うのは、こんなのは一般質問ではないんですよ。それは日常的な町長との話。問題は、行政が行おうとしている、あるいは行政が行うことに対する施策に対しての意見の回数。それが

3カ月に1遍もないというのは大変残念だなと。私は聞きながら、ずいぶん議員定数問題で各市町村との対比を調べた議員がいますけれども、えらいなど。それを調べるくらいだったら、ほかのことを調べられないのかと。例えばほかの町の財政が、合併以来どうした経過を経てふえてきたか。財政がふえている、借金が。それも今、政府のほうでも問題になっていますね。新聞でも言われています。だからなぜふえたか。ふえた経緯はどこにあったのか。要するに当時の町長の放漫な経営に対する、運営に対する批判が広がったわけです。一番いい例は下水道です。そういうこと具体性を、これは後ほど……、下水道で十分皆さん方論議されたと思いますけれども、そういう調べをしながら、自分が町民の負担を可能な限り軽くし、町民の福祉が必要としている福祉、これは自治法の1条の2ですか、あります。町民住民の福祉のために議員行政は行わなければならない。そのことを具体的にどうすればいいのかということをしていくのが私は議員だと思いますけれども、それができないのなら、やっぱり一遍、議会というものをなくして、私たち皆さんが苦勞なら苦勞だと言いますけれども、その苦勞を町民全体で背負ってもらって、いや、私たち、議員ができない、やっぱり代表して1人を、という声を上げるのを待ちませんか。私はそういう話を町民としたいと思っています。私が歩く中では約7割の人たちは、橋本さんそれはいいことだねと言う、3割の人たちは反対します。私はできないと。代表なんかできないはずだと。こういう話もします。でも、大多数の人は、1万円の手当がもらえるのなら1日を仮に行ってもいいねと、7割の人は。そうすれば幾らか、60歳くらいの人の中での7割3割です。一応、そういうことで私は一遍、町民が行政に関心がないのは、行政の宣伝の仕方、町民も責任があります。西洋のことわざに、政治をないがしろにするものは政治によって苦しめられるというのがあります。今、政治に関心を持たない町民たちが苦勞していると。それを関心を持ってもらうようにしていかなくてはならない、選挙だけじゃない。日常的に行政に対する関心を持ってもらうためには、それは議員もその立場にあるわけですから。そういうことで一遍、議員をやめて、町民全部が発言者だよと、主権者だよと。要するに主権者の総会。これをやってみたらその結果がだめであったらあったで、代表制がやむを得ません。私、生きている間、できるかわかりませんが、それをさせていただきたいというのが、これが一つ。

報酬、報酬さっきも言いました。己を考える前に人のことを考える。きょうの新聞にも載っていました。定職を持たない人が、子供を殺した。3人。貧しいからです。いつもいつも。きょう、水道事業の問題で提案がありましたよね。水道を止める。これ皆さん方、こういうのを聞いたことありませんか。これ昭和50年代の話です。八王子で水道を止められた人が裁判を起

こして、憲法上の25条。人間に値する最低限の生活を……。行政や政治ではないということの判断がでたという、古い今からの40年、30年前の記憶があるんです。ですから、当然町民の最低限度の生活を保障しなければならない行政が、その中の生活していけるのかわからないけれども、未納だから止めてしまう。未納になる前に未納になぜなったかの調べをなぜしないのか。民生委員がいるでしょう。生活が大変だったら民生委員。あるいは家庭を持ちながらもそういう人の家庭を見ながらやっていく。こういうスタイルが行政にないのです。ですから私は、議員の報酬というのは私たちが変わって、最近言われたことは3件あります。このことが保護者である母親が措置入院させられたために、その人は自分で自分の生活のために、生活が大変で、飲んだ睡眠薬のために干してあったものがストーブに落ちて火事になったことを知らないでいた。亡くなった、その日に、去年。なぜ行政が気づかなかったのか。これは議員側にも責任がありますし、私は、私自身の信念で責任があります。ただもっともっと、こういうことに行政も議員も気をつけていかなければ、私はならないと思いますし、そういうことに手をつけられないのなら、今の報酬で何で安いのか。本来的に議員が23万円の仕事をしているかどうかを一般的な方から調べてみてください。私は報酬のことは言うべきではない。そして若い人に高い報酬をやったら、国会議員も地方議員も年金交付、議員の年金制度がなくなりました。なくなったことに、国民年金となったら、今の安い国民年金でその議員が老後にその国民年金の6万幾らで生活できるんですか。その意識の問題もありますから、私は報酬の問題ではなくして、問題は議員の意識の問題ですから、今の報酬で何とかやれよと。やっていこうと。やりながら努力していこうと。皆さん方のほうで大変だと言うなら、よく選挙活動の費用出たなと思っている。報酬上げてくれという議員の人はね。選挙費用をかけて、看板つくって。だからそういう自分のことで、若い人を出すためにという、若い人が出た場合にそういうことを考えるのならば、今の23万円では不足だと思いますが、若い人が出た場合の、あとの生活のことを考えるのも考えていかなければならない。そうすると私は、意識の問題がありますから、簡単に23万円を改正するということはやるべきではないと。現状で満足していこうではないかという気持ちでいっぱいです。

以上です。

委員長（平吹俊雄君） そのほかにございませんか。そのほかにございませんか。福田淑子委員。

委員（福田淑子君） 今の橋本委員の始めからの件について、私は一言言わせていただきたいと思います。

まず、今の議会の要素をなしていないと言いました。それぞれみんな議員は選挙で選ばれて、いかにもこう、自分が一生懸命やったけれどもほかの議員はやっていないみたいな話をまず、議会の要素をなしていない。それから今の議会の議員は資格を十分なしていないと言いました。それはあくまでも橋本委員の客観的な感覚であって、「主観的」の声あり）主観であって、私たちはみんなそれぞれ議会、選挙というもので選ばれて今、活動しているんですよ。そういった個人的な主観で、議会そのものをなしていないというのは、私はどうかと思います。これをそのまま誰も意見を言わないでいったら、橋本委員の意見をみんな納得したことになりますから。私はあえて反論させていただきます。

委員長（平吹俊雄君） 橋本四郎委員、まずとりあえず。

委員（橋本四郎君） だから選挙で選ばれるとき、皆さん方が何を町民に約束したか。その約束事を通じて支持者が入ってくれた。これ簡単なことを言います。おたくは都市計画税廃止というのを当選したときから言っているんです。公約見てください。都市計画税をなくします。ところが今までそれを動議として出したことがありますか。出すのは1人だから出せなかったというのは、梁川君のときに出しましたか。平成25年のときです。12月。私は梁川君に話したんです。あなた議員今度でやめるか。やめます。それなら12月議会、最後の議会だから私が提案者になって、あなたが賛同者になって、議員提案で都市計画税廃止の動議しないか。これ今野保博君のとき。考えさせてくれと。3日だか4日たったら、できません。おまえうそつきだな。立候補するときに出したのを、具体的にすぐやるか、遅くやるかは別にしても、それに賛同する議員がいたら一緒にやりましょうというのが議員でしょう。それもできないやつは、あんたは10何年間……。私はそういう選挙の公約を出したとすれば、それをどういう形で実現するかという活動をしなければならない。活動。皆さんの中でこういう話をしている人はいませんか。町民の意向を聞きながら議員活動しています。町民の意向をどういう形で聞いていますか。そういう難しいところの話はわからないから聞きませんという人。そういう話をしている人は町民の意向、これ自分で反省してください。どんなことであれ町民からの要請があれば、行って話を聞きながら、それはできます、できませんという、できないこともある。町民の言うことがむちゃなときもあるから。そのくらい言うくらいの知識を持って、あるいは度量を持ってやるのが議員でしょう。それをしないから、私は選ばれたから議員の素質があるのではなくて、素質というのは選ばれた後の活動にあるんだと。

以上です。

委員長（平吹俊雄君） 福田淑子委員。

委員(福田淑子君) 昔の話を、まして今ここにない議員の話をするというのはひきょうです。(「ひきょうでない」の声あり)では言います。なぜあのか、橋本委員が梁川議員に対して都市計画税廃止の動議を出そうという話をされた。その理由が、私たちの考えている都市計画税廃止と、橋本議員の考えている都市計画税の理由が違ったので、そのときに断りました。(「それはどういうこと」の声あり)詳しくは言いません。(「なぜ言わないの」の声あり)あなたに言う必要ないです。(「あ、そう」の声あり)みんなはおのこの公約を掲げて、これまで活動していると思うんです。それはいろんな場所での取り扱いで。議会で一般質問するから、それを取り上げたとか、そういう問題ではないと思うんですよ。橋本委員の見えないところで活動している。その見えない部分まであなたはどういうふうにしてするんですか。みんなおのこの自分の(「町民に見えない活動なんて議員にはあり得ないんだ」の声あり)

委員長(平吹俊雄君) 橋本委員、委員長を通して手を挙げてお願いします。(「委員長、方向性が全然違っているんじゃないですか。自由討議」の声あり)

委員長(平吹俊雄君) 福田淑子委員。

委員(福田淑子君) 橋本委員が今の議会の要素をなしていないというのは、私は余りにも議会将を侮辱しているなと思います。おのこのちゃんとした、議会で今、進んでいるわけですから。いろんなものに(「一度のことは言われぬようにしなさい」の声あり)

委員長(平吹俊雄君) 柳田委員。

委員(柳田政喜君) まず橋本委員のほうから、今の議会制度を廃止して町民会議にしるという意見がありましたけれども、まず、町民会議にしてどのように意見収集していくのか、正直言って難しいことだと思います。そこに私が一番危惧することは、基本的に、日常的にいろんなところで、署名活動などありますけれども、そういうときはどちらかと言うと意見を強く出せる方が、個人的な私見を持ってする場合もある。強く表に出ることは多いと思っています。やはり議員というのは公平に、強い人、弱い人の意見をくみ上げながら、最後は橋本委員がおっしゃいましたが、意見の中では間違っていることもあるかと思っています。そういうときに議員としての説明責任を果たして、そういう人にはきちんと説明をしていく、それが議員の仕事だと思っています。意見がいろいろ寄せられると思いますけれども、その中でも、そのような形で収集できることが多いと思います。ですから、そういう意味も含めまして私は橋本委員が言った町民会議ですか、そちらのほうはまず現実的に不可能だと思っていますので、あくまで議員定数、これにつきましては先ほど言ったように現状維持、皆さんがいろいろ理由を述べていましたけれども、同じようにデータをもらっていますので、全く同じ意見が、議員定数に関し

ては現状維持。報酬に関しましても、皆さんと同じようにデータをもらっていますので、皆さんと同じ意見で現状維持。そのデータを見た上で現状維持がいいんじゃないかなと私は思いました。

委員長（平吹俊雄君） そのほかにございませんか。大橋委員。

委員（大橋昭太郎君） 1人減の意見の方々がおりますけれども、その今、理由として今現在回っているから、そのいいんではないかというような意見だったと思いますが、考え方なんですけれども、例えば回っているからということではなくて、その分はやっぱり1人減の分というのは負担がかかっているのではないかと。これがまた定数を15人とした場合には、中において、また県会議員に出るようなことがあれば14人で回る。そういったような循環のようなものが出てくるといのは、定数の考え方としては私は違うと思いますが、どうでしょうか。

委員長（平吹俊雄君） 前原吉宏委員。

委員（前原吉宏君） 1減で私は、定数に関して言った者なんですけれども、正直、いたちごっこになるのかなというのが私の考えです。ですので、先ほど副委員長のほうにも話がありましたけれども、議長裁定というのがやっぱり出てくるんじゃないかと危惧される場合も多くなるんじゃないかとありましたけれども、それも政治なのかなと私は考えます。ですので、1減で今回せていると言うんですか、議会が何とかなっている、委員会、常任委員会がなっているという部分に関しては、私は否定するべきじゃないのかな。今の15名で私はという考えです。

以上です。

委員長（平吹俊雄君） 佐野委員。

委員（佐野善弘君） 定数、いろいろな考えがあると思うんですけれども、そういう1人減った場合、同数になった場合、今、私も3年目なんですけれども、そういう同数になったという記憶にも、第2分科会ではあったようなんですけれども、ないですし、それはそのときのやり方でいきますから、別に15人になっても。ですから、その中で現状ということで皆さん逆に質問したかったのは、常任委員会の活動がなかなかできないということなんですけれども、今の常任委員会があるし、今開会している特別委員会もあるし、分科会もあるし、ほかの町の議員の方に聞いてみますと、あまりこういうふうに行っているというのは、それと本会議ですね、分科会なんかも含めて、非常にまめに今やっているという状況ですので、その辺をもっと見直しというか常任委員会にもっと時間を割いた中でやるとか、その常任委員会で政策提言が非常に大事だということですので、そういうふうなことにもっと力を入れてやるというのは、その辺を活動というか、内容をもうちょっとこう精査してもいいんじゃないかなと私はこの3年間した

中で、兼務、兼務となるとわけが分からなくなるときもありますし。ですからその辺を一つ交通整理した中で、今の私は長くしていませんので、今のやり方がベターなのかどうか、そういう検証もした中での定数というのをいろいろ議論したと思うんですけども、その中でも1人減でも私はいんじゃないかなということで、考え方で報告いたしました。

委員長（平吹俊雄君） 藤田委員。

委員（藤田洋一君） 私も1人減の1人です。やはりこれからの人口の推移を見まして、いずれこの問題は出てくるだろうと。我が町も、17人だったかな、合併したときに南郷の地域と小牛田地域、約900名が減った状態ですね。議員が少ない状態でスタートしたわけです。今は現状を維持されているかと思えますけれども、その辺を見据えた中の、議会構成上、1人減ということで私は言わせてもらいました。それで今、佐野委員が言われたとおり、委員会の構成も見直ししながら、ひとつもっと、確かに大変なことは大変ですが、言いかえれば住民から出れば、1人減になったというかわりに議会そのものが、議会構成上、非常に活発な活動をしているなど、これも減の一つの理由に理解してもらえないかと思ひまして、1人減ということで私は言わせてもらいましたけれども、これからの流れの中でそういうふうになっていく。だから先取りするわけではありませんけれども、全体的にも、全国的にもそういう傾向がずっと続いてきて、いろんな批判もありますし、反対もあると思いますが、大体資料なんかをずっと見ますと、そういうことが将来、我が町はどうなのかと照らし合わせると、今の現状維持も確かにそれも大事かもしれませんが、将来を見た場合に若手の登場、いろんな方が出てこられるよう我々も年も年ですけれども、もっとそういう人たちが議会に関心を持って、我々もやってみようかというような後進に道を譲るためにも、我々がここできちんと決めて一生懸命頑張ってみてはどうかということで1名減ということで私は発言させていただきました。

以上です。

委員長（平吹俊雄君） そのほかにございませんか。ありませんか。山岸委員。

委員（山岸三男君） 佐野さんの意見、非常に僕にとっても考えていたことを佐野さんが言ってくれたから、いい意見を言ってくれたなと思っていたんですが、それは大橋さんが定数に関して言うことに対しての佐野さんの意見だったんですけども、確かに定数は、ある程度定数をきちんと決めておかなければならないのは間違いありません。私も非常に、途中で菅井議員が任期途中で亡くなりました。1人減になりました。次の平成26年度には1人県会議員になったということでまた1人抜けていきました。その現状の中で、今15人で頑張っている現状がございませう。定数というのはやっぱり一応、美里町は16人の定数で進めているけれども、こ

こ過去2期にわたって1人ずつ亡くなるあるいは途中で抜けていく。これは予測できない件なんですね。これはある程度やむを得ないので、法律的には例えば選挙で当選して7カ月以内に、そういう事項あるいは抜けた場合は補欠選挙という制度がちゃんとあるわけですね。次点も、下の定数がなければ、補欠選挙になるし、そういう制度が確かにあるわけですから、それなりの制度の中で受けとめるしかない。同時に、今2つの常任委員会の中で、私もこの3期目に入って感じていることは、毎回毎回、毎年毎年、出席回数、議員の活動がふえているという現状をすごく受けとめてます。現状というのは、きょうで月、火、水3日間連続、あしたも3日間連続ですからね。そういうことも佐野さんが言ったようにもう少し交通整理して、まさしく特別委員会とかというのは、そういうことも含めて、それらを何とかもう少し議員のそういう活動の、議会活動の中で町民の福祉だとか、そういうことに関することは当然やらなくてはならないので、でも、議会内部のことでもう少し交通整理して議員の負担をちょっと軽くすることも検討していかなくてはならないと私も思います。我々議員の活動の一環だと思うんですよ。議会活性化特別委員会であれば、なおさら議員の活動を効率的に、省力的に、そういう意味でももう少し精査して検討する委員会でもつくってもやるべきじゃないかと。その中で私は思っているんです。なんで毎年、毎年回数がふえていくんですか。あえてふやしているような印象さえあります。本当にそうなんです。それをやらなくてはいいいんじゃないかということまでやっている。だから、何か近隣町村で基本条例つくった、倫理条例つくった、みんな右倣えで進めていこうとする。美里町は美里独自の進め方があるはず。それで何も機能的に問題がなければいいんじゃないですか。余計な時間をふやす必要はないと思う。そういうこともぜひ検討していただきたいと思います。

委員長（平吹俊雄君） 大橋委員。

委員（大橋昭太郎君） 山岸委員の、その定数の部分は定数をどうしたらいいのかというのが全然わかりませんが、その定数の部分でお願いしたいのですが。

委員（山岸三男君） 申しわけない。定数に関しては、私も現状維持と言いました。だから今の現状でやれると思っているんです。ただ、そこに報酬につながってきますけれども、現状でやれているんだったらそれでいいんじゃないかと。これ以上減らすこともふやすこともないだろうと。ただ我々の年齢をどんどん重ねていますからね、負担が大きくなりますよと。そこをもう少ししっかりと定数の、例え現状維持であろうと、中身をもう少し精査して交通整理して、今の定数でも十二分に活動できる内容にしていかなければいけないんじゃないかなと、そのように思うので。（「わかりました」の声あり）

委員長（平吹俊雄君） そのほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（平吹俊雄君） 御意見がないようですので、以上で自由討議を終わります。

休憩いたします。

午前 11 時 14 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

先ほど橋本委員の意見の中で「住民総会」、「町民総会」と言いましたが、「町村総会」の誤りでしたので訂正したいと思います。同じく柳田委員も「町民会議」と言っていますが、「町村総会」に訂正したいと思います。御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これからの特別委員会の予定であります。運営小委員会では10月4日に討論・表決それから10月18日に中間報告をすることにいたしました。（「もう1回」の声あり）10月4日に討論・表決。それから10月18日に、その中間報告を行います。

そこでお諮りいたします。本日出されました意見の方向性につきましては、運営小委員会で集約することにし、10月4日の特別委員会では集約結果を確認した後、討論・表決を行うこととしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（平吹俊雄君） 異議なしと認めます。よって、本日出された意見の方向性を運営小委員会で集約し、次回の特別委員会で集約結果を確認した後、討論・表決を行うことに決しました。

日程第2 議会報告会会場及び日程について

委員長（平吹俊雄君） 日程第2 議会報告会会場及び日程についてを議題といたします。

議会報告会実施要項に基づき運営小委員会で協議がなされ平成28年議会報告会会場及び日程（案）については配付しております資料のとおりといたしました。（「委員長」の声あり）はい。

委員（橋本四郎君） 1件言わせてください。

今、皆さん方がこうやって話をされている中で、議員としての任務を果たそうと、町民の声を聞こうという意思の強いことは、私が言うまでもなく随分感じました。ところが、毎年12回

でしょう。1年に1回。行政区というのは62もあるんです。（「これから説明しますので」の声あり）説明するのか。どうぞ。

委員長（平吹俊雄君） 配付しております資料のとおりといたしました。これにつきまして御説明いたします。議会報告会の会場は別紙1のとおり、小牛田地域は8会場で、志賀町住宅集会所、駅東地域交流センター、青生コミュニティセンター、大口団地集会所、山の神団地集会所、本小牛田コミュニティセンター、中埴1区町区公会堂、北浦コミュニティセンター、南郷地域は4会場で、二郷第1住宅集会所、有隣館、練牛生活改善センター、鳥谷坂集会所といたしました。会場においては、今まで行っていないところ、地域のバランス、過去の参加者数等を考慮して決定いたしました。

次に、議会報告会の日程であります。別紙2のとおり10月24日月曜日と10月26日水曜日から10月28日金曜日までの4日間といたしました。10月24日月曜日は、二郷第1集会所、北浦コミュニティセンター、本小牛田コミュニティセンター、10月26日水曜日は青生コミュニティセンター、有隣館、中埴1区町区公会堂、10月27日木曜日は山の神団地集会所、駅東地域交流センター、練牛生活改善センター、10月28日金曜日は鳥谷坂集会所、志賀町住宅集会所、大口団地集会所です。なお、地区から要望があった場合の予備日を10月29日土曜日と10月30日日曜日といたしました。

以上のとおりであります。この件につきまして、委員各位の御意見をいただきたいと思います。橋本委員。

委員（橋本四郎君） 先に言われた予備日とはどういうことですか。

委員長（平吹俊雄君） 予備日はですね、今お話ししたとおりですね、各区長から、前も当てているんですが、日曜日とか土曜日にしてくださいというところもあったわけですね。それで、予備日としてこの日を設けたということです。

委員（橋本四郎君） そうすると、ここに書いてある会場12は決まっていますよね。（「はい」の声あり）この12の会場の場所が変わるだけで。

委員長（平吹俊雄君） 場所ではなくて日程です。

委員（橋本四郎君） 日程が変わるだけで中身は変わらないということですね。あと意見を言います。わかりました。

1年に1カ所というか、できないという15人も議員がいながら。私はこれが不満なんです。なぜかと言うと、64の行政区を決めて、任期中に2回くらい回れるような、64の行政区。そのためにはもう1班くらい。大体1回で16回くらい開くと64区行政区は2回回ります。1回回り

ます、年間に。任期中に2回か3回、2回以上回れるから、そうなると議員の人たちはよく来てくれたなど、何と言いますか、皆さん方に話ができると思います。例で言いましょ。青生コミュニティセンターとかに堀切とか松ヶ崎が遠いんですよ。一番遠いのは堀切です。確か、30人か40人の行政区ですけれども。それから中埜の場合、成田からだったら4キロメートル以上あります。足の悪い、車の運転をしない人は来れないんです。ですから、せめて行政区単位に開くということをしようじゃないかと。そのためには64行政区を割ると大体16会場だと4回くらいで回れると。14回ということは、1年間に2回。春夏16カ所を2回やると32。それを2年間で回り終わると。そうすると残った期間の2年間でまだ行かないところに行けると。そのほうが町民の皆さん方の足を煩わすことがなく話を聞けるんじゃないかと思うんです。ただ、職員が大変だと思います。職員いません。これは録音機だけ持って行って、議員だけが3人なら3人の議員だけ聞いてきて、話の内容を、こういう内容でしたと議長がまとめてしてもらうと。職員が一緒に行くのをやめて。

委員長（平吹俊雄君） 職員はかかわっていません。

委員（橋本四郎君） では結構です。全行政区を回れることを提案したいと思うので、実施要綱はいつでも変えることができるんですから。きょうでも実施要綱を変えて、年間2回、そして1回ごとに16回。春夏でもって32回やろうと、このように変えていただけませんか。変えることを提案します。

委員長（平吹俊雄君） 運営小委員会で検討します。次回。（「来年だな」の声あり）来年の。

委員（橋本四郎君） 来年度。そういうことだから議会の活性化がないと。

委員長（平吹俊雄君） これはもう決定しておりますので。福田淑子委員。

委員（福田淑子君） この要綱を決めたのは合同会議で決めました。合同会議に橋本委員も入っていて決めたものですから、自分の決めたものに対して意見を言うのはおかしいと思います。

委員（橋本四郎君） 反省もこめて、こうしたほうがいいですよということです。一度決めたことは変えられないという考え方が保守的なんです。

委員長（平吹俊雄君） これは決定しておりますので、平成28年度はこれで決定しておりますので。

委員（橋本四郎君） 平成28年度と言ったけれども、ここで変えることができるんでしょう。

委員（千葉一男君） 参加しているのに、我々参加していない側がここにいるんだから、ちゃんと説明してくださいよ。

委員長（平吹俊雄君） ことしの2月で、この実施要綱は決定しているんですよ。平成28年2

月。なっていますので、ことしはこれでいくということになっておりますので、その辺は御理解願いたいと思います。

そのほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（平吹俊雄君） 御意見なしと認めます。

お諮りいたします。平成28年議会報告会は案として示された会場及び日程のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（平吹俊雄君） 異議なしと認めます。よって、平成28年議会報告会会場及び日程は案のとおりとすることに決しました。

日程第3 議会報告会の班編成について

委員長（平吹俊雄君） 日程第3 議会報告会の班編成についてを議題といたします。

要綱の規定により、議会報告会実施のための班編成が必要であります。1人欠員の関係で、第2班については総務産業建設常任委員会から2名、教育民生常任委員会から2名の4人体制で実施したいと思います。

お諮りいたします。本年の班編成については、第2班は総務産業建設常任委員会から2名、教育民生常任委員会から2名の4人体制で実施したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

ただいま申した2班につきましては、要綱では5名となっているんですが、今言ったとおり欠員になっておりますので、4人体制で実施したいということでございます。

お諮りいたします。本年の班編成については、第2班は総務産業建設常任委員会から2名、教育民生常任委員会から2名の4人体制で実施したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（平吹俊雄君） 異議なしと認めます。よって、本年の班編成については第2班は総務産業建設常任委員会から2名、教育民生常任委員会から2名の4人体制で実施することに決しました。

これより暫時休憩いたしますので、各常任委員会を開催していただき、班編成を決定していただきたいと思います。また、決定後は特別委員会委員長まで報告をお願いします。会議の会

場は総務産業建設常任委員会はこの議員控室。教育民生常任委員会は監査委員室でお願いいたします。

暫時休憩いたします。再開は午後 1 時半といたします。

午前 11 時 28 分 休憩

午後 1 時 27 分 再開

委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を行います。

ただいまの出席委員 14 名でありますので、本特別委員会は成立しております。

それでは、班の編成が決定しましたので報告いたします。

第 1 班、鈴木宏通委員、前原吉宏委員、櫻井功紀委員、福田淑子委員、大橋昭太郎委員。第 2 班、山岸三男委員、千葉一男委員、吉田二郎委員、平吹俊雄委員。第 3 班、我妻 薫委員、藤田洋一委員、柳田政喜委員、佐野善弘委員、橋本四郎委員、以上のとおりであります。

お諮りいたします。班の編成についてはただいま報告したとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（平吹俊雄君） 御異議なしと認めます。よって、班の編成はただいま報告したとおりとすることに決しました。

続きまして、班会議を開催していただき班長を選出願います。また決定後は特別委員会委員長まで報告をお願いいたします。会議の会場は、第 1 班は正副議長室、第 2 班は議員控室、第 3 班は監査委員室でお願いいたします。

再開は午後 1 時 40 分。

午後 1 時 29 分 休憩

午後 1 時 36 分 再開

委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を行います。

ただいまの出席委員 14 名でありますので、本特別委員会は成立しております。

それでは、班長が決定しましたので報告いたします。

第 1 班の班長は櫻井功紀委員。第 2 班の班長は山岸三男委員。第 3 班の班長は柳田政喜委員。以上のとおりであります。

お諮りいたします。各班の班長につきましてはただいま報告したとおりとしたいと思ます

が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（平吹俊雄君） 異議なしと認めます。よって各班の班長は、ただいま報告したとおりとすることに決しました。

日程第4 合同会議における副座長の選出及び各班が担当する会場について

委員長（平吹俊雄君） 日程第4 合同会議における副座長の選出及び各班が担当する会場についてを議題といたします。

要綱の規定により合同会議の副座長については、班長の互選で選出することとしております。ただいまより、合同会議を開催していただき、副座長の選出及び各班が担当する会場について決定をしていただきたいと思います。なお、決定後は特別委員会委員長まで報告願います。

会議の会場は正副議長室においてお願いいたします。

それでは暫時休憩いたします。再開は午後1時45分。

午後1時38分 休憩

午後1時46分 再開

委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を行います。

ただいまの出席委員14名でありますので、本特別委員会は成立しております。

ただいま、副座長及び各班が担当する会場について決定しましたので報告いたします。

副座長は山岸三男委員でございます。それから各班が担当する会場については、第1班が本小牛田コミュニティセンター、中埴1区町区公会堂、練牛生活改善センター、大口団地集会所。（「もう1回」「別紙2を見てください」の声あり）第2班、二郷第1住宅集会所、青生コミュニティセンター、山の神団地集会所、鳥谷坂集会所。第3班、北浦コミュニティセンター、有隣館、駅東地域交流センター、志賀町住宅集会所。以上でございます。

お諮りいたします。副座長及び各班が担当する会場については、ただいま報告したとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（平吹俊雄君） 異議なしと認めます。よって副座長及び各班が担当する会場については、ただいま報告したとおりとすることに決しました。

以上をもちまして、行財政議会活性化調査特別委員会の本日の会議を終了いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 1 時 4 8 分 閉会

上記会議の経過は、事務局長吉田 泉が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成28年8月23日

委員長